

## 木津川市有料広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、木津川市有料広告掲載要綱(平成20年告示第51号)第3条第3項の規定に基づき、広告掲載に係る基準を定めるものとする。

(広告を掲載しない業種又は事業者)

第2条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制される業種、その他これに類するもの
  - (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続き中のもの
  - (3) タバコ製品に係るもの
  - (4) ギャンブルに係るもの
  - (5) 消費者金融に係るもの
  - (6) 法律に定めがない医療類似行為を行う施設
  - (7) 規制対象となっていない業種であっても、社会問題を起こしているもの
  - (8) 興信所・探偵事務所等
  - (9) 占い、運勢判断に関するもの
  - (10) 社会的信用を著しく損なうような問題を現に起こしているもの
  - (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
  - (12) 各種法令に違反しているもの
  - (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
  - (14) 木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱(平成19年木津川市告示第115号)に基づく指名停止を受けているもの
  - (15) その他市長が広告を掲載することを不適切と認めるもの
- (掲載基準)

第3条 木津川市有料広告掲載要綱第3条第2項の規定により広告掲載しな

い広告は、次のとおりとする。

( 1 ) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの

( 2 ) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 暴力又は犯罪を肯定し、又は助長するような表現をしているもの  
イ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの  
ウ 残酷な描写等公衆に不快感を与えるような表現をしているもの  
エ 売春等の勧誘又はあっ旋の疑いのあるもの

( 3 ) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 人権侵害、名誉き損又は各種差別的な表現をしているもの  
イ 他をひぼう、中傷若しくは排斥するもの及び他と比較して優良であると表現しているもの  
ウ 氏名、写真、談話、商標又は著作物等を無断で使用したもの

( 4 ) 政治性、宗教性のあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む。）

イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

ウ 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

( 5 ) 社会問題についての主義主張。例えば、次のようなものをいう。

ア 個人又は団体の意見広告

( 6 ) 内容又は責任の所在が不明確なもの。例えば、次のようなものをいう。

- ア 広告主の法人名（法人格を有しない団体の場合は代表者名）が明記されていないもの
  - イ 広告主の所在地及び固定電話の連絡先が明記されていないもの
- (7) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの
  - イ 射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの
  - ウ 商品、材料及び機材の売付けや資金集めを目的としている疑いのあるもの
  - エ 容易さ及び安価さを強調する表現をしているもの
- (8) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都府条例第2号）で制限される業種、その他これに類するもの
- (9) その他広告掲載の対象として適当でないと市長が認めるもの。例えば次のようなものをいう。
- ア 根拠のない内容や誤認を招くおそれのある表現をしているもの
  - イ 社会的に不適切なもの
  - ウ 債権の取立て、示談の引受け等を表現したもの
  - エ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
  - オ 広告媒体との調和を著しく損なうと認められるデザイン及び色彩で表現されているもの
  - カ 国内世論が大きく分かれているもの
  - キ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (広告の表示内容に関する業種ごとの基準)

第4条 広告の表示内容について、法令により広告の制限を受ける業種等については、その規定の範囲内で表示するものとする。

(補則)

第5条 この基準に定めるもののほか、広告の掲載に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成20年5月1日から施行する。